

4月から 浪速区のLINE配信が変わります！

大阪市LINE公式アカウントで浪速区の情報を知りましょう！

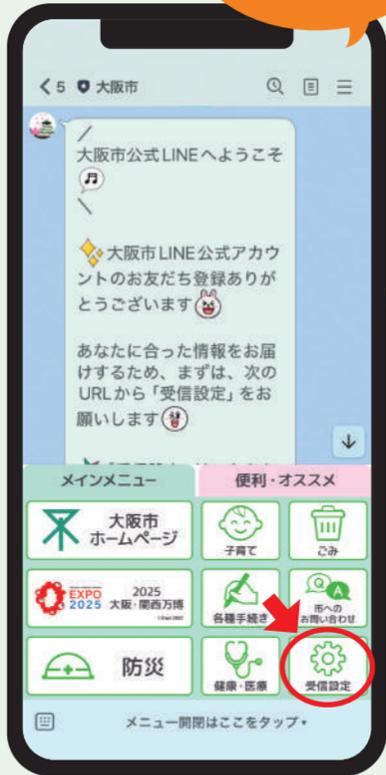
大阪市LINE公式アカウントを友だち登録し、受信設定で「浪速区」を選択すると、浪速区役所からの情報を受取ることができます！子育て情報や区役所のイベント情報などを発信中！ぜひ友だち登録をお願いします！

友だち登録はこちらから↓



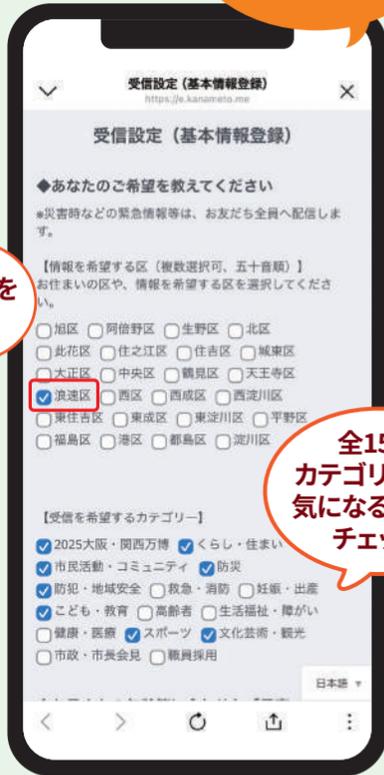
STEP 1

メインメニューの【受信設定】をタップ



STEP 2

受信を希望する区とカテゴリを選択



浪速区を選択！

全15のカテゴリから気になるものをチェック

STEP 3

必要情報を入力し【回答】→【送信】



お住まいの地域を「浪速区」に選択すると区メニューが表示されます！

アイコンを押すと区ホームページに簡単にアクセスされます



浪速区役所LINE公式アカウントは令和7年3月末で配信を終了し、大阪市LINEアカウントに移行します



問合せ 総務課(企画調整) ☎ 6647-9683 📠 6633-8270

後期高齢者医療制度の被保険者に対する

健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

後期高齢者医療健康診査

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などにおいて、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。

受診の際は、受診券と被保険者資格を確認できるいずれかを忘れずにお持ちください。

- ① マイナ保険証
- ② 資格確認書
- ③ 被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)

- ただし、以下に該当する方は、健康診査の対象外となります。
- ① 病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
 - ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方
- ※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行いたしますので、お問い合わせください。
- ※事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください。

※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。



後期高齢者医療歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

広域連合が指定する歯科医院などにおいて、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。

受診の際は、被保険者資格を確認できるいずれかを忘れずにお持ちください。(受診券はありません。)

- ① マイナ保険証
- ② 資格確認書
- ③ 被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)

ただし、以下に該当する方は、歯科健康診査の対象外となります。

- ① 病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
 - ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方
- ※事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください。

人間ドック費用の一部助成

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる1日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただいたから、市区町村の担当窓口で費用助成を申請してください。

なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

〈申請に必要なもの〉

- ① 受診された人間ドックの「領収書」
 - ② 検査結果通知書一式(コピー可)
 - ③ 本人確認書類
 - ④ 口座情報のわかるもの
 - ⑤ 申請書(質問票を含む)
- ※申請時にお渡しします。

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合は、印かんが必要です。

※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎ 4790-2031 📠 4790-2030 ※月～金(祝日を除く): 9時～17時30分